

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十四号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和五十五年広島県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。
第十条を次のように改める。

（宿泊者名簿）

第十条 省令第四条の二第三項第二号の知事が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 年齢
- 二 行先地
- 三 到着日時
- 四 出発日時

別記様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第4条関係)

(表)

手数料欄

旅館業営業許可申請書

広島県知事様

平成 年 月 日

郵便番号

申請者 住所 } 法人にあつては、主たる事務所の所在地

氏名 } 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名

生年月日
電話番号

年 月 日



次のとおり旅館業の営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定によつて、関係書類を添えて申請します。

施設名称	郵便番号		電話番号	
所在地	<input type="checkbox"/> 旅館・ホテル営業 <input type="checkbox"/> 簡易宿所営業 <input type="checkbox"/> 下宿営業			
	旅館業法施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することの有無及びその内容等	有無	有・無	内容
営業の種類別	営業期間 (季節的営業に限る。)		年月日から 年月日まで(日間)	有無
	申請者が法第3条第2項各号のいずれかに該当することの有無及び該当する場合にあつては、その内容		内容	有無
	営業施設の設置場所の周囲100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に規定する施設の有無及び該当する場合にあつては、その施設の名称		施設の名称	有無
衛生管理責任者氏名				
総客室数	室	総定員数	人	
工事にゆん工予定日	年月日	建築確認検査済日	年月日	

添付書類 1 施設の敷地の周囲100メートル以内の見取図

2 施設の配置図及び平面図

3 玄関帳場その他これに類する設備の構造に係る図面

4 入浴の用に供する湯水の給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面並びにボイラー、ろ過器、消毒設備等の仕様書

5 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

注 1 欄内に記入できない場合は、別紙とすること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏)

構造設備

敷地面積	造 階建(旅館等部分 階)		建築面積	客室延床面積	客室数	客室内浴槽の有無		
m ²	m ²	階	m ²	m ²	数	m ²		
客室	客室個別	客室名称	寝台の有無	床面積	定員数	客室数	客室内浴槽の有無	
	合計							
調理場所	有・無	洗面所	有・無	寝具の収納設備	有・無			
使用場所	男性用() 女性用()	洗面所	有・無	洗面所), 共同()	洗面所)			
原湯	水道水, 地下水, 温泉水, その他()	貯水槽	有・無	貯水槽	有・無			
貯湯槽の法	有・無	有の場合, 設定温度		貯水槽	有・無	°C		
浴槽	浴槽の種類	連日使用型循環浴槽	浴槽	箇所	換水頻度	()日に1回		
		毎日完全換水型循環浴槽	浴槽	箇所				
		非循環毎日完全換水型浴槽	浴槽	箇所				
		掛流し浴槽	浴槽	箇所				
ろ過器等	ろ材の種類	ろ過能力	ろ過能力	設置数	集毛器の有無			
		m ³ /時	m ³ /時		有・無			
		m ³ /時	m ³ /時		有・無			
		m ³ /時	m ³ /時		有・無			
基								
気泡発生装置等		箇所	使用水	水道水, 地下水, 温泉水, その他()				
打たせ湯		箇所	使用水	水道水, 地下水, その他()				
シャワー設備		有・無		浴室の内部が外部から見通せない設備	有・無			
オーバーフロー回収		有・無		脱衣室	有・無			
サウナ室等		有・無						
備考								

共同入浴設備

別記様式第五号中「取 替 の 種」を「取 替 の 種」に改める。
別記様式第六号を次のように改める。

様式第6号 (第6条関係)

手数料欄

旅館業営業承継承認申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号

申請者 住所

氏名



生年月日

年 月 日

電話番号

被相続人との続柄

旅館業法第3条の3第1項の規定により旅館業営業の承継の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

承継する営業施設	名称	
	所在地	
	許可指令番号及び日	指令 第 号 年 月 日
	営業の種類別	
被相続人	氏名	
	住所	
相続開始の日	年 月 日	年 月 日
	有無	有 ・ 無
申請者が法第3条第2項各号(第7号を除く。)に該当することの有無及び該当する場合にあつては、その内容	内容	
	有無	有 ・ 無
営業施設の設置場所の周囲100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に規定する施設の有無及び該当する場合にあつては、その内容		

添付書類 1 施設の敷地の周囲100メートル以内の見取図

2 戸籍謄本

3 相続人が2人以上ある場合は、届出者が営業者の地位を承継する相続人として選定されたことを証する相続人全員の同意書

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第十一号を削る。

附 則

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。